

忘れていませんか？リサイクルの義務！

## 「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」のご案内

家庭で消費される様々な商品に使われる「容器」や「包装」は、多くの素材で製造されています。そのうち、ガラスびん、PETボトル、紙製およびプラスチック製の容器・包装を利用する“中身商品の製造事業者（食品・清涼飲料・酒類・石けん・塗料・医薬品・化粧品など）”、あるいは“容器そのものの製造事業者”、商品の販売の段階で新たに容器・包装を使用する“卸・小売事業者”、さらには“商品の輸入業者”の皆様には、「容器包装リサイクル法」（平成12年4月完全施行）によって、それら容器包装を再商品化（＝リサイクル）する義務が課せられています。また、義務を怠ると国（環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省）からの指導や法的措置もあるなど、ご留意をいただきたい事項も多くございます。

そこで、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、各地商工会議所、日本商工会議所との共催で、これら容器包装に関わる事業者の皆様（ただし、同法が規定する小規模事業者は適用外）に、同制度の基礎知識と、リサイクル義務を果たすための事務手続等について、改めてご理解を賜りたく、説明会・個別相談会を開催いたします。商工会議所・商工会の会員・非会員は問いませんので、ご関係の皆様には奮ってご参加をお願いいたします。

なお、「容器包装リサイクル法」は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省の所管です。

- |       |   |
|-------|---|
| ◎開催時期 | 平成25年11月～26年1月（開催地・日時については裏面をご参照ください。）                            |
| ◎内 容  | ■説明会 ①容器包装リサイクル制度、②リサイクル（再商品化）委託申込手続き等<br>■個別相談会                  |
| ◎主 催  | 各地商工会議所（裏面ご参照）・日本商工会議所・<br>公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（共催）                |
| ◎協 力  | 全国商工会連合会  |
| ◎申込方法 | 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、開催日の2週間前までにFAX（番号は裏面に記載の「申込先FAX」ご参照）にてお申込みください。 |
| ◎問合せ先 | 参加申込や会場に関するお問合せについては、裏面の各開催地（主催）商工会議所までお願いいたします。                  |

申込先 FAX： \_\_\_\_\_ ※申込先 FAX 番号は、裏面をご参照ください。

### 「容器包装リサイクル制度説明会」 参加申込用紙

記入・送信日： \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_商工会議所主催の「説明会」（\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日開催）への参加を申込みます。

事業者名： _____
住 所：（〒_____） _____
部署・役職： _____ 氏名（フリガナ）： _____
電話： _____ E-mail： _____
本説明会で確認したいこと、聞きたいこと等がありましたら、次の欄にご記入ください。
_____
_____
_____
_____（注）書ききれない場合は別紙（書式自由）にご記入のうえ添付してください。
個別相談会への参加希望（人数）： 有（_____名） ・ 無 _____ ※〇印をつけてください。

※ご記入いただいた個人情報は、容器包装リサイクル制度に係る各種連絡・情報提供に利用する場合があります。